

◎この基準表による「段階」の決定……原則として毎月1回、新型コロナウイルス感染症の状況等を考慮した上で、決定する。なお、著しい状況の変化等が生じた場合は、その都度、段階の見直しを行う。

段階0【感染の危惧がほとんどない状況（感染症の対策なしに教育研究活動が可能な状態）】… すべて通常どおり

	状況等	授 業	教員の研究活動	学生の入構等	課外活動	会 議	事務窓口・職員の勤務	図書館
段階1	【一定の感染症対策により通常の教育研究活動が可能な状況】 ・感染症が収束に向かっている状況	○通常の対面授業を原則とする。 ※やむを得ない事情によりオンライン形式の受講を希望する受講生がいた場合、話し合いの上で対面授業にオンライン授業を併用することも可とする。	○一定の感染症対策を講じつつ、概ね通常どおり。	○一定の感染症対策を講じつつ、概ね通常どおり。	○一定の感染症対策を講じつつ、概ね通常どおり。	○一定の感染症対策を講じつつ、概ね通常どおり。	○一定の感染症対策を講じつつ、概ね通常どおり。	○一定の感染症対策を講じつつ、概ね通常どおり。
段階2	【感染症対策を講じることにより、概ね通常の教育研究活動が可能な状況】 ・自粛等の要請はないが感染への注意は必要な状況 ・上記に準じると考えられる状況	○感染拡大防止に留意した上で、対面授業の実施を原則とする。 ・座席間隔は1席置きとする。（通常の受講定員の半程度） ・対面授業では、同時にオンライン授業も併用する。 ※教員は、原則として対面授業を行う。（事情により行わない場合もある。） 対面授業への出席は学生の意向を尊重する。	○感染拡大防止に留意し、研究活動を行う。 ○感染拡大防止に留意した出張等を認める。	○感染拡大防止に留意し、原則として入構を認める。 ・全ての施設について制限付きで利用可 ・用件終了後は、なるべく速やかに帰宅する。	○大学に申請し許可された団体等は、感染拡大防止に留意し、一定の制限付きで活動を認める（人数制限・時間短縮等）。	○原則として対面会議 ただし、大人数で部屋が密になる可能性がある場合や、基礎疾患がある者など、オンラインでの参加を認める。	○原則として全職員が通常勤務を行う。 ・状況に応じ、時差出勤等を行う。 ○感染拡大防止に留意して、窓口業務全般を実施。	○原則として入館制限を行う。 ○事前予約による窓口での貸出・返却に対応する。学生については、配送による貸出・返却にも対応する。 ○閲覧室・書庫の利用を制限付きで認める。
段階3	【感染対策を徹底した上でも、教育研究活動に一定の制限が必要な状況】 ・緊急事態宣言が発令されている状況 ・その他上記に準じると考えられる状況	○オンライン授業とする。 ただし、学部の「ゼミナール（基礎ゼミ含む）」及び「大学院」の授業については、対面とオンラインの併用授業の実施を可能とする。	○原則として在宅での研究活動 ○原則として研究室の利用自粛 ・教育研究の準備・継続に必要な不可欠な場合のみ研究室の利用可 ○原則として出張等は禁止・延期	○原則として入構禁止 ○対面授業等を受講する学生等 大学が特別に許可した学生の入構可。 ・授業の受講のみ可 ・授業終了後は速やかに帰宅	○全面的に活動禁止	○原則としてオンライン会議 会議の性格等により、感染拡大防止に留意し、制限付きで対面会議も可能	○原則として全職員が通常勤務又は時差勤務、状況に応じ時短勤務を行う。 ○原則としてメール又は電話での問い合わせのみ対応。 ・窓口は入構を許可された学生のみ対応。	○原則として入館制限を行う。 ○事前予約による窓口での貸出・返却に対応する。学生については、配送による貸出・返却にも対応する。 ○教員については、閲覧室・書庫の利用を制限付きで認める。
本学内でクラスターが発生した場合 【感染症対策を徹底した上でも、学内での教育研究活動を控えることが必要な状況】	○クラスターが発生した校舎の消毒及び感染状況を把握するまでオンライン授業の実施とする。 具体的な対応は状況に応じて行う。	○研究活動は在宅で行う。 ○原則として研究室の利用禁止 ・教育研究の準備・継続に必要な不可欠な場合のみ必要最低限の研究室の利用可 ○出張等は全面的に禁止・延期	○全面的に入構禁止 ※自宅等の通信環境等の事情によりオンライン受講できない学生について、大学が特別に許可した学生のみ入構可	○全面的に活動禁止	○オンライン会議又は文書による会議	○事務室を閉室する。 ○在宅勤務を原則とする。 ○許可された職員の出勤を認める。 ○窓口は休止。メールでの問い合わせのみ対応。	○全面的に入館利用を禁止する。	